令和3年度 自主的点検実施地区一覧表

四国森林管理局

				1	1			I																		—	当林怀旨生问
敕	都道						総事	総便益	総費用	分析	I	ıì.	須事	巨百	1		チェ	ックリ	•	· 先配	传車	T百				\dashv	
整理番号	か坦 府県	事業	実施主体	事業名	事業実	施地区名	松争 業費	秘 B B	心复用 C	結果	1 1				1 ≉	动性	2 効率性		125			の実施	疆北	等		\dashv	備考
番号	113 XK	7.7	. N. L. IT.	7.4.1	7-70,70	.5-52 1	(千円)	(千円)	(千円)	B/C		_ `	Ĺ			(2) (3)			(2)		- >	(4)	J->K-,		(5))	ing - 3
																				1	2	3	4	5) (1	2	3	
1	香川	四国局	香川所	復旧治山	滝山	たきやま	19, 000	80, 023	16, 608	4. 82	0	0	0	0 0	Α	A B	Α	В	В	ВА	Α	Α	Α	В	۱ –	$\cdot $	
2	香川	四国局	香川所	復旧治山	兼広	かねひろ	43, 000	279, 232	37, 586	7. 43	0	0	0	0 0	Α	A B	Α	В	Α	ВА	Α	Α	Α	A A	A		
3	香川	四国局	香川所	保安林整備	中尾	なかお	500	2, 597	437	5. 94	0	0	0	0 0	Α	A B	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 -		
4	香川	四国局	香川所	保安林整備	大相	だいそう	2, 500	14, 917	2, 185	6. 83	0	0	0	0	Α	A B	В	В	_	A A	В	В	Α	- E	3 -		
5	香川	四国局	香川所	保安林整備	柞多尾	くぬぎたお	2, 400	17, 152	2, 098	8. 18	0	0	0	0	Α	A B	В	В	_	A A	В	В	Α	- E	3 -		
6	愛媛	四国局	愛媛署	復旧治山	小田深山3	おだみやま	59, 000	73, 661	51, 571	1. 43	0	0	0	0	Α	A B	Α	В	A	ВА	Α	Α	Α	ВЕ	3 -	- B	
7	愛媛	四国局	愛媛署	保安林整備	下成山	しもなるやま	6, 700	93, 050	5, 856	15. 89	0	0	0	0	Α	ВВ	В	В	_	A A	В	В	Α	- E	3 -		
8	高知	四国局	四万十署	復旧治山	大谷山	おおたにやま	57, 000	97, 469	49, 823	1. 96	0	0	0	0	Α	ВВ	Α	В	Α	ВА	Α	Α	Α	ВЕ	3 -	- A	
9	高知	四国局	四万十署	復旧治山	糀ヶ瀬山	こうじがせやま	198, 000	202, 948	166, 958	1. 22	0	0	0	0 0	Α	ВВ	Α	В	Α	ВА	A	Α	Α	B E	3 B	A	
10	高知	四国局	四万十署	復旧治山	深谷灘山	ふかやなだやま	64, 000	74, 583	54, 935	1. 36	0	0	0	0 0	В	ВВ	Α	В	Α	ВА	A	Α	В	B A	В		
11	高知	四国局	四万十署	復旧治山	上足川山	かみあしかわやま	130, 000	121, 827	109, 681	1. 11	0	0	0	0	Α	ВВ	Α	В	A	ВА	A	Α	Α	В	В		
12	高知	四国局	四万十署	保安林整備	唐谷山	からたにやま	6, 400	86, 636	5, 594	15. 49	0	0	0	0	Α	ВВ	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 -	·	
13	高知	四国局	四万十署	保安林整備	ザレサコ山	ざれさこやま	6, 700	87, 670	5, 856	14. 97	0	0) (0 0	Α	ВВ	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 -	·	
14	高知	四国局	四万十署	保安林整備	釣石山	つりいしやま	3, 000	37, 438	2, 622	14. 28	0	0) (0 0	Α	ВВ	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 -	·	
15	高知	四国局	嶺北署	復旧治山	伊留谷山	いるたにやま	53, 000	51, 721	46, 327	1. 12	0	0	0	0 0	Α	A B	Α	В	A	ВА	Α	Α	Α	В /	۱ –	·	
16	高知	四国局	嶺北署	復旧治山	桑ノ川山	くわのかわやま	89, 000	83, 768	76, 049	1. 10	0	0	0	0 0	Α	A B	Α	В	Α	ВА	Α	Α	Α	В	۱ –	·	
17	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	長又	ながまた	1, 600	33, 027	1, 399	23. 61	0	0	0	0	Α	A B	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 -	·	
18	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	大王山	だいおうやま	3, 700	71, 578	3, 234	22. 13	0	0	O	0 0	Α	A B	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 –	·	
19	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	八風呂五斗尻山	やふろごとじりやま	800	16, 477	699	23. 57	0	0	O	0	Α	A B	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 –	$\cdot - $	
20	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	名ノ川山	なのかわやま	2, 900	59, 356	2, 535	23. 41	0	0	O	0	Α	A B	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 –	$\cdot - $	
21	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	椿山	つばやま	7, 700	129, 291	6, 731	19. 21	0	0	O	0	Α	ВВ	В	В	-	A A	В	В	Α	- E	3 –	$\cdot - $	
22	高知	四国局	高知中部署	復旧治山	杉ノ熊山	すぎのくまやま	53, 000	82, 916	46, 327	1. 79	0	0) c	0	Α	A B	Α	В	A	ВА	A	Α	Α	В /	В	В	
23	高知	四国局	安芸署	復旧治山	汗谷山	あせだにやま	119, 000	113, 265	102, 910	1. 10	0	0) c	0	Α	A B	Α	В	A	ВА	Α	Α	Α	В /	В		
24	高知	四国局	安芸署	復旧治山	西又東又山	にしまたひがしまたやま	177, 000	182, 446	153, 540	1. 19	0	0	0	0	Α	A B	Α	В	A	ВА	Α	Α	Α	В	В		

令和3年度 自主的点検実施地区一覧表

四国森林管理局

																	チェッ	クリ	スト									
整	整 都道 里 所県 事業実施主体 号			!		総事	総便益	総費用	分析	I 必須事項								Ⅱ 優先配慮事項										
埋番	府県	事業実施主体	事業名	事業実施	施地区名	業費	В	С	結果	1	2	3	4 {	5	1 有刻	カ性	2 効率性			3 =	事業の	の実	施環	境等	Ē			備考
号						(千円)	(千円)	(千円)	B/C					(1) (2)	(3)	(1)	(1)	(2)	3)		(4)				(5)		
																				(1	2	3	4	(5)	1	2	3	
25	高知	四国局 安芸署	復旧治山	大戸山	おおとやま	101, 000	121, 022	86, 505	1. 40	0	0	0	0	0	A A	В	Α	В	A E	3 A	A	Α	Α	В	Α	В	-	
26	高知	四国局 安芸署	復旧治山	栃谷山	とちだにやま	53, 000	71, 587	46, 327	1. 55	0	0	0	0	0	A A	В	Α	В	A E	3 A	A	Α	Α	В	Α	В	-	
27	高知	四国局 安芸署	復旧治山	谷山北平山	たにやまきたひらやま	53, 000	72, 712	46, 327	1. 57	0	0	0	0	0	A A	В	Α	В	A I	3 A	. A	Α	Α	В	Α	В	-	
28	高知	四国局 安芸署	保安林整備	後口山	うしろやま	5, 000	49, 510	4, 370	11. 33	0	0	0	0	0	АВ	В	В	В	- 1	A A	В	В	Α	_	В	_	-	
29	高知	四国局 安芸署	保安林整備	ーノ谷山 1	いちのたにやま	8, 500	176, 265	7, 430	23. 72	0	0	0	0	0	A A	В	В	В	- /	A A	В	В	Α	_	В	_	-	
30	高知	四国局 安芸署	保安林整備	久木谷山	くきたにやま	600	13, 221	524	25. 23	0	0	0	0	0	АВ	В	В	В	- /	A	В	В	Α	_	В	_	-	

【記載要領】

- 1. 治山事業、森林整備事業ごとに別葉とする。
- 2. 事業実施主体は、事業を実施する森林管理署等の名称を記載する。
- 3. 事業名は、治山事業にあっては、「国有林治山事業実施要領」の第3に定める事業区分を記載する。 森林整備事業にあっては、森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の別を記載する。
- 4. 事業実施地区名は、運用第2の区分による。事業実施地区名には、ふりがなを付す。
- 5. 総事業費、総便益及び総費用は、千円未満四捨五入とし千円単位で記載する。
- 6. 分析結果は、小数点以下第3位四捨五入とし小数点以下第2位まで記載する。
- 7. チェックリストの各項目は、各判定基準に基づき、必要事項については「O」又は「一」を、優先配慮事項については「A」、「B」、「C」又は「一」を記載する。

(参考)

チエックリストの判定基準

令和3年7月27日付け 3林整計第241号 「林野公共事業における事業評価マニュアル」チェックリストによる

	ヤ仙3千/月27日刊7/3 4年3月247月 「休まな大事来における事来計画マーエノル」 アエッケッス 下にる	٠.٥
I	山地災害防止、水源の涵養、生活環境の保全・形成等の観点から実施する必要性があること。	
必	当該事業の施工が技術的に可能であること。	
須	費用便益分析の結果が1.0以上であること。	
事	事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。また工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
項	自然環境・景観の保全等の視点から事業が適当であること。	
	│ (1) A (重要河川の上流であり、かつ集落、道路、農地等を保全するもの) ・B (重要河川の上流または、集落、道路、農地等いずれかを保全するもの) ・一 (該当なし)	
П	有効性 │ (2) A (ダム等取水施設上流の水源確保であるもの) ・B (A以外の水源確保であるもの) ・一 (該当なし)	
	(3) A (生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮させるもの) ・B (生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかを発揮させるもの) ・- (該当なし)	
優	効率性 │ (1) A (事業の経済性・効率性が確保され、コスト縮減効果が期待されるもの) ・B (事業の経済性・効率性が確保されるもの) ・C (A、B以外の計画)	
先	(1) A (自然環境・景観の保全が求められ,自然景観等に配慮がなされる計画) ·B (A地区ではないが自然景観等に配慮がなされる計画) ·一 (該当なし)	
配	(2) A(木材を利用した工種,工法を図るもの)・B(Aには該当しないが、木材を利用した計画である)・−(該当なし)	
慮	事業の (3) A (森林整備を実施する計画)・B (事業を行うことにより森林整備が促進されるもの)・一 (該当なし)	
事	E施環境 (4) ① A(保全対象に集落や公共施設が含まれるもの)・B(Aの外に農地、ため池用排水施設があるもの)・C(A、B以外の計画)・−(該当なし)	
項	・ ② A(豪雨、地震、地すべり、流木等の災害が発生した地区)・B(豪雨、地震、地すべり、流木等の災害発生の恐れがあるもの)・C(A、B以外の計画)	
	③ A(山地災害危険地区A又はB箇所、若しくは山腹崩壊箇所)・B(山地災害危険地区Cの箇所、若しくは崩壊の恐れが高い箇所)・C(A、B以外の計画)	
	④ A(生活用水に係る水源森林で渇水被害や水質汚濁が発生した箇所)・B(生活用水に係る水源森林で土砂等の流出が発生した箇所)・C(A、B以外の箇所で水資源確保の必要	
	があるもの)・一(該当なし)	
	⑤ A (事業を実施しなければ他事業の進捗に影響を及ぼすもの)・B (事業を実施することにより他事業の円滑な推進が図れるもの)・-(該当なし)	
	(5)① A(地域関係者等の同意又は理解を得られているもの)・B(地域関係者等の同意又は理解を得られる見込みのもの)・C(A、B以外)	
	② A(他事業との連係が図られた計画)・B(他事業との連係について調整中)・-(該当なし)	
	③ A(地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連した計画に位置付けされている)・B(地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連した計画に位置付けされるよう調整中)・一(該当	まし)